京信教育ローン「教育ＬＩＮＥ」

（２０２５年４月１日現在）

<table>
<tr><td>商品名</td><td>京信教育ローン「教育LINE」</td></tr>
<tr><td>ご利用いただける方</td><td>・当金庫の営業地域内に居住または勤務されている方
・お借入時の年齢が満20歳以上で、最終ご返済時の年齢が満76歳未満の方
・国内・海外を問わず、下記の学校に入学または在学されるお子様の保護者の方ならびに自己の学習または資格取得等のために下記学校に入学または在学される就業者の方
・安定した収入がある方
・当金庫の指定する保証会社の保証を受けられる方
・当金庫の定める融資基準を満たしている方
●対象となる学校
幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院（法科大学院を含む）、専修学校、各種学校（予備校、専門学校を含む）等</td></tr>
<tr><td>お使いみち</td><td>①1 年分の学校納付金（受験料、入学金、授業料、留学費用、施設設備費等）
※月謝等の月払い費用は原則としてお取扱できません。
②当金庫が教育費用と認める学校指定の教材費等
③下宿関係費用（権利金、敷金、礼金、保証金、家賃等）
④支払いから3ヵ月以内の資金（※ただし、支払いの対象が上記①～③の教育費用の場合に限ります。）
⑤他金融機関で借り入れされている教育資金の借換資金（直近6ヵ月以内に延滞のない借入金に限ります。）</td></tr>
<tr><td>ご融資金額</td><td>10万円以上1，000万円以内（1万円単位）
※借換資金の場合は、現在借入されている融資金額が限度となります。</td></tr>
<tr><td>ご融資期間</td><td>・ご融資期間は、元金のご返済を据置できる期間（元金据置期間）を含んで17年以内です。
・元金のご返済期間は6ヵ月以上11年以内です。
・元金据置期間は6年9ヵ月以内で、「在学期間＋入学前9ヵ月」を最長とします。
※留学・留年などで在学期間が延びる場合、元金据置期間の延長はできません。
・借換資金の場合、11年から借換対象ローンの経過期間を差し引いた期間が最長となります。
・契約期間中、ご融資期間の変更はできません。</td></tr>
<tr><td>ご融資利率
（通常金利）</td><td>変動金利です。
通常金利は、当金庫の「個人ローン標準金利」を基準金利とし、当金庫審査により下記の通り①～③の3段階いずれか判定を行い、決定します。
<table>
<tr><td>判定コース</td><td>通常金利</td></tr>
<tr><td>①</td><td>2．40%</td></tr>
<tr><td>②</td><td>2．90%</td></tr>
<tr><td>③</td><td>3．20%</td></tr>
</table>
※通常金利は当金庫の審査結果に応じて異なりますので、予めご了承ください。
ご融資利率についての詳細は個人ローンセンターまでお問い合わせください。
尚、「個人ローン標準金利」は「3．20%」です。（2025年4月1日現在）</td></tr>
</table>

ご融資利率の引下げ	●以下の条件を一つ以上満たしている方については、通常金利より年0．2%引き下げます。 ①当金庫で給与振込を受けておられる方 ※通帳に「給振」と表示される明細でのお受取実績に限ります。 ②「教育LINE」を過去にご利用になったことがある方 ③当金庫と「パートナー覚書」を締結している事業所（以下、「パートナー企業」といいます。）にお勤めの方（※役員、事業主の方もご利用いただけます。） ④当金庫のVパートナーに加盟している事業所（以下、「Vパートナー企業」といいます。）にお勤めの方（※役員、事業主の方もご利用いただけます。） ⑤当金庫で住宅ローンのご利用がある方 ※一部金利引下げを適用することができない住宅ローンがあります。
ご融資利率の見直し	ご融資利率は、原則、年2回、4月1日と10月1日現在の「個人ローン標準金利」を基準に見直しを行います。新しい金利は、6月または12月の約定返済日の翌日から適用します。
ご返済方法	元利均等毎月返済方式（注） ・融資金額の50%の範囲内で、年2回、半年毎のボーナス併用返済もご利用いただけます。 ・元金据置期間中は、利息のみの返済となります。 ・本商品については一部繰上返済が可能です。 （注）元利均等返済とは、毎月決まった金額（元金＋利息）をお支払いただく方式です。
ご返済日	6日・16日・26日の中から選択していただきます。
保証人及び担保	不要です。 ・当金庫指定の保証会社の保証を利用していただきます。 ・保証料は融資利率に含まれています。
手数料	ご融資期間中に一部繰上返済をされる場合、またはお客様のご都合により一括でご返済される場合の手数料は無料です。
お申込時にご用意いただく書類	・顔写真付本人確認書類1種類（運転免許証、マイナンバーカード等） ・追加本人確認資料1種類（顔写真付本人確認書類、健康保険証、住民票等） ※本人確認書類は顔写真付本人確認書類1種類を含む計2種類ご用意いただきます。 ・ご融資金額300万円以上の場合、所得確認資料（源泉徴収票、住民税決定通知書、確定申告書、公的収入証明書等） **・資金使途確認資料（合格通知書、学生証、入学金納付通知書、授業料納付通知書、賃貸契約書等、お使いみちや金額が確認できる書類）** ※他金融機関の借換資金の場合は、追加として既お借入先の借入申込書（控）、返済予定の残高確認資料、直近6ヵ月の返済実績が記載された通帳のコピー等、お使いみち・返済状況が確認できる資料提出が必要です。
ご返済試算額	個人ローンセンターまたは店頭にお申し出いただければ、ご返済額を試算いたします。

その他取引時 必要事項	・ご融資金額が500万円を超える場合、ご融資金を資金使途確認資料の記載先口座へ申込人の口座を経由して振込いただくか、または後日支払いの分かる領収書等資料のご提出が必要となります。 ・ご融資金額が借換資金の場合は、対象となるローンの借入先金融機関に直接振り込んでいただくか、または後日完済したことがわかる計算書等をご提出いただきます。 ・借換資金の場合で、借入先への決済方法が口座振替の場合は、借入先が指定する預金口座に、決済予定日の前日もしくは当日にお客様の口座を経由して振り込みいただきます。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話075－211－2111）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所 （9時～17時、電話03－3517－5825）をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター（電話075－231－2378）等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接お申し立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。
その他参考となる 事項	・お申込みいただいても、審査の結果ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。 ・本商品の申込は、専用のウェブサイトにて承ります。（店頭ではお申込いただけません。） ・仮審査申込からご契約、ご融資実行までWEB上で完結します。（但し、一部お取引内容によりご来店が必要な場合がありますので予めご了承ください。） ・ご融資希望日の3カ月前から仮審査のお申込ができます。 ※仮審査結果通知から3カ月を過ぎた場合、再度所定の審査をさせていただきます。再審査の結果、ご希望に添えないこともあります。 ・今回のお申込により当金庫からのお借入総額（一部の借入金を除く）が700万円を超える場合、当金庫の出資会員となっていただく必要があります。その際、別途出資金が必要となります。